

令和4年3月16日  
江戸川河川事務所

江戸川閘門において、船舶の通行が可能となりました（第3報）

江戸川閘門について点検を実施したところ、下流側のゲートにおいてワイヤーロープの断線が発見されたため、交換部品の手配及び交換作業を行っていましたが、作業が完了し、ゲートの開閉操作が可能となり、船舶の通行が可能となりましたのでお知らせします。

利用者の皆様にはご不便をおかけし大変申し訳ありませんでした。  
今後とも、江戸川閘門の運用にご理解ご協力をお願いします。

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所  
管理課 04-7125-7319  
江戸川河口出張所 03-3679-1460